

我孫子市常勤の特別職の職員の給与に関する条例
の一部を改正する条例に関する資料

1 期末手当の引上げ（第4条）

<改正内容>

一般職の職員について勤勉手当の支給月数を令和4年度から0.1月分引き上げたことを考慮し、常勤の特別職の職員について期末手当の支給月数を0.1月分引き上げる。

		6月期	12月期	合計月数
期末手当	改定前	2.125月	2.125月	4.25月
	改定後	2.175月	2.175月	4.35月

2 近隣市の常勤の特別職の職員に係る期末手当の年間支給月数

(令和5年1月1日現在)

我孫子市	柏市	流山市	鎌ヶ谷市	野田市	松戸市
4.25月	4.4月	4.35月	4.4月	4.25月	4.4月

3 実施時期

令和5年4月1日から施行